

告 示

埼玉県告示第千三百三十三号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（三級基準点設置）

三 作業地域

戸田市大字新曾地内

四 作業期間

平成二十八年九月二十九日から平成二十八年十月二十八日まで